

Q&A

Q1. 必要書類は何ですか。

A1. オンラインで申請する場合は、搭乗券または搭乗証明書の写し（往復・人数分）、その旅行で支払った航空券・ホテル代などの領収書の写し（宛名・金額・支払い内容が分かるもの）、銀行口座が分かるもの（通帳など）の写しをお願いします。書面で申請する場合は、それに加えて申請書、アンケートもお付けください。

Q2. 市外に住む友人と旅行し、領収書は友人が全額払ったため、友人宛になっている。領収書の宛名が違うが申請はできるのか。

A2. 領収書の宛名と申請者の宛名は一致している必要があります。

Q3. 秋に海外旅行を計画しているが、自分が渡航した後、助成金の予算はなくなっていないか。

A3. どれぐらいの人数がそれまでに申請するかは分からないため、秋に予算が残っているかどうか分かりません。ある程度の目安となるような状況ごとに HP に掲載しています。

Q4. 行きは関空発の国際線で出国するが、帰りは成田空港着で帰国する場合、申請できるのか。

A4. 助成金の対象は、関西国際空港発着便に対してです。往復のどちらか一方が違う空港である場合は対象となりません。

Q5. 行きは関空から韓国を経由してアメリカに渡航するが、帰りはアメリカから直接関空に帰国する。この場合、助成金額の上限は3万円なのか、6万円なのか。

A5. この場合は、上限額は3万円となります。往路または復路のいずれかでアジア・中東・オセアニア地域を経由する場合は、助成金額の上限は3万円です。

Q6. 1グループ4名までグループ申請できるとあるが、5名で海外渡航する場合、申請はどうするのか。

A6. 5名のうち代表者1名が全員分を全て支払った場合は、4名分までしか申請できません。各渡航者がそれぞれ支払うか、2グループに分けて支払う場合は可能です。

Q7. 旅行会社にもらった領収書に宛名と金額は載っているが、旅行の内容の記載がない場合どうすればいいか。

A7. 領収書の内容を補完する追加の資料が必要です。旅行日程表などの提出も併せてお願いします。

Q8. 自分は日本国籍ではないが、子供が日本国籍で海外へ旅行に行く。この場合子供は対象となるのか。

A.8 日本国籍のお子さんは対象者となります。未成年のお子さんの場合、保護者のどちらかがお子さんに代わって申請してください。

Q9. 婚姻のため姓が変わったが、旧姓のパスポートのまま海外渡航した場合も申請はできるのか。

A9. 申請は可能です。ただ、現在の姓と旧姓の繋がりを示す資料（戸籍謄本など）を併せて提出してください。

Q10. 今は泉佐野市に住んでいないが、今年度早々に海外渡航したときは泉佐野市に住んでいた。この場合助成対象となるのか。

A10. 助成対象となります。申請書には現在の住所を記入いただくとともに、その住所を証明する資料も追加が必要です。

Q11. マイレージを使って渡航した場合でも対象となるのか。

A.11. 対象となります。ただし運賃に関しては無料であるため、ホテル代などの領収書を添付して申請してください。

Q12. 領収書が現地通貨で書かれている場合でも助成金の申請書類として提出できるか。

A12. 提出することは可能ですが、その時支払った金額が日本円で分かる資料（クレジットカードの引き落とし金額を示す書類など）がない場合、こちらでレートを判断し支払金額を計算することになります。

Q13. さのぼを使って旅行代金を支払った場合もその領収書を使って申請することはできるか。

A13. さのぼを利用して渡航した場合の領収書で申請をすることはできません。

Q14. 申請してから振込決定まで連絡がないので、進捗状況を教えてほしい。

A14. 振込が決定された方には振込のお知らせをお送りします。決定までに1か月～1か月半ほど時間を要します。

Q15. 要綱に書かれている助成対象外である「他の制度の助成金等の交付を受けている場合」とはどのようなものか。

A15. この場合の「助成制度」とは、当該海外渡航をすることに関した助成制度が対

象となります。よって、当該海外渡航とは全く関係のない助成金（飼い犬去勢手術助成、住宅工事補助金など）を受けていても何ら問題はありません。